

令和8年度（令和7年分）税制改正資料

R7.11.15 作成

1 給与所得控除の改正

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

【給与所得控除額】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

2 特定親族特別控除の創設

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

3 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ

- 3.1 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
- 3.2 ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
- 3.3 勤労学生の前年の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げる。
- 3.4 雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。

4 その他

4. 1 家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額を65万円以下（現行：55万円以下）に引き上げる。

4. 2 子育て世帯等に対する住宅借入金特別控除の延長

次の条件のいずれかに該当する者が認定住宅等を新築等した場合、令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額を上乗することとされていましたが、この措置が令和7年中に入居した場合まで延長されました。

条件： ①19歳未満の扶養親族を有するかた
②夫婦のいずれかが40歳未満のかた

認定住宅等の新築等をして令和7年中に居住の用に供した場合の借入限度額		
住宅の区分	①②	①②以外
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

4. 3 新築住宅の床面積要件緩和の延長

新築住宅の床面積要件を50㎡以上から40㎡以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和7年12月31日に延長されます。（改正前の期限は令和6年12月31日。）